

日本国憲法

めあて 日本国憲法は、どのような考えにもとづいてつくられているのでしょうか。

1 日本国憲法の三つの原則

1 平和主義



憲法は国の最高のまきりだよ。

日本は世界で原子爆弾(原爆)の被害を受けたただ一つの国として、原爆の実験禁止や廃止をうたててきました。国民の基本的な権利は尊重されるが、同時に国民には三大義務があることをおさえる。職業選択の自由や資格がなければ医師にはなれない

2 基本的な権利の尊重

国民の主な権利(基本的人権)

憲法は、「自由や権利は、努力して保たなければならない」と定めている。

これらの権利は、公共の福祉(社会全体の利益)のためには制限されることがあるよ。



個人の尊重と法のものとの平等



男女の平等



思想や学問の自由



居住や移転、職業を選ぶ自由



健康で文化的な生活を営む権利(生存権)



教育を受ける権利



働く権利



働く人が団結する権利



政治に参加する権利(参政権)



裁判を受ける権利

社会の変化とともに広まった権利

- 環境権…よりよい環境の中で生活する権利。
 - 知る権利…国などがもつ情報の公開を求める権利。→情報公開制度
 - プライバシーの権利…個人の情報をむやみに他人に知られない権利。→個人情報の保護
- ※これらの権利は、憲法に定められていませんが、社会の変化とともに広まってきました。

日本国憲法の三つの柱

日本国憲法の前文
ここに主権が国民にあることを宣言して、この憲法を定める。そもそも、国の政治は、国民が信頼してゆだねたもので、その権力は国民の代表者が行使し、その幸福と利益は国民が受けるものである。(やさしくしたもの)

日本国憲法第11条
国民はすべての基本的人権を生まれながらにもっている。この憲法が国民に保障する基本的人権は、おかしことのできない永久の権利として、現在および将来の国民にあたえられる。(やさしくしたもの)

日本国憲法第9条
日本国民は、世界平和を願い、戦争をしたり、武力でおどしたり、武力を使ったりすることを、国と国との争いを解決する方法としては、永久に放棄する。
この目的のために、陸海空軍その他の戦力はもたない。国の交戦権を認めない。(やさしくしたもの)

国民の義務



納税の義務(税金を納める義務)



働く義務



子どもに普通教育を受けさせる義務

3 国民主権



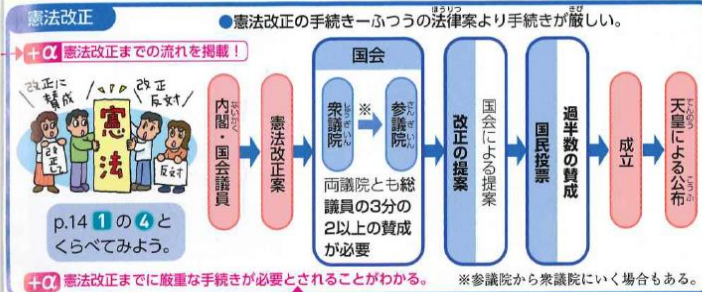
地方自治
首長や地方議会の議員を選挙で選ぶ。条例を改正したり、首長・議員をやめさせたりすることを請求できる。



国民投票をする。

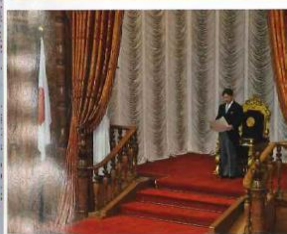


国会議員を選挙で選ぶ。
p.8~14で確認しよう



2 象徴としての天皇

日本国憲法第1条(天皇の地位)
天皇は、日本の国や国民のまとりの象徴(しるし)であって、この地位は、国民全体の理解にもとづく。(やさしくしたもの)



国会を召集し、開会式に出席する天皇

天皇の主な仕事(国事行為)

- 内閣の助言と承認により、次の国事に關する仕事を行う。
- 国会の指名にもとづき、内閣総理大臣を任命する。
- 内閣の指名にもとづき、最高裁判所長官を任命する。
- 法律や条約などを公布する。
- 国会を召集する。
- 文化勲章などの栄典を授与する。
- 外国の大使・公使をもてなす。

天皇は、実際の政治上の権限はいささかもたず、形式的、儀礼的なことだけを行っています。

3 国民の祝日

国民の祝日は法律によって定められており、それぞれ意味や由来があります。

●主な国民の祝日

国民の祝日	月日	由来
元日	1月1日	年のはじめを祝う。
天皇誕生日	2月23日	天皇の誕生日を祝う。
憲法記念日	5月3日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
こどもの日	5月5日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。



ほかどんな祝日があるか調べてみよう。



最高裁判所
最高裁判所の裁判官を国民審査する。(p.15の4)



新しく天皇が即位すると、元号が変更されます。

だいじなことば

日本国憲法
国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を三原則として、1946年11月3日に公布され、翌年の5月3日に施行された。前文と103の条文から成っている。

●基本的人権

人間が生まれながらにもっているおかしことのできない永久の権利。

まとめ

- 1 日本国憲法は、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重の三つの原則が大きな柱となっている。
- 2 憲法では、「天皇は「日本国の象徴」と定められ、政治的な権限はもたない。

